

# 「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」(案)に対するパブリックコメントへの対応について

- 1 募集期間 令和3年2月24日(水)～3月19日(金)  
 2 寄せられたご意見 11件

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
第4章 基本計画の内容		
基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制の充実		
1	<p>基本目標Ⅰの中に、「DV相談員から専門医へのエスカレーションプレー」(※)を追加したらどうか。</p> <p>どのようなDV案件がありどう対応するのか、専門家の意見を伺うのも資質向上の為には有効と考える。また、連携することで案件を周知できるため、基本目標Ⅳともつながると考える。</p> <p>※エスカレーション(Escalation)…業務上の下位者が対応しきれない事態が発生したとき、上位者に報告し、事態の対応を引き継ぐこと。</p>	<p>相談員が専門家の意見を伺うことについては、女性相談支援センターに弁護士を配置し、離婚や保護命令、親権など法的な手続きについて随時、意見を伺っているところです。</p> <p>また、本計画では、女性相談支援センターの相談員をはじめ、住民に最も身近な相談窓口である市町担当者など、DV相談に携わる関係者を対象とした研修を毎年実施し、相談員の資質向上に取り組むこととしております。</p> <p>今後も、引き続き専門家と連携しながら、被害者に対する必要な支援を適切に行ってまいります。</p>
2	<p>夜間や土日祝日などにDVについていつでも相談できる場所や、緊急に駆け込める場所をできれば作って欲しい。</p> <p>産後や小さな子供を連れていると外出することも大変で、長距離移動することも難しいので、近隣にそういった場所があればなおありがたい。</p>	<p>県が設置している女性専門相談電話の「DVホットライン」では、土日や祝日もDV相談をお受けしており、相談者の身に危険が迫るような緊急の場合は、石川県女性相談支援センターにおいて、24時間365日、一時保護を行える体制としております。</p>
3	<p>子育て支援センターや児童館、幼稚園・保育士の職員にも、DVに関する知識が必要だと考える。</p>	<p>本計画では、児童相談所職員をはじめ、学校の教職員などを含む職務関係者の資質向上に取り組むこととしております。今後も、DV被害者支援に携わる職務関係者を対象にした研修の実施の際には、子どもに関わることの多い職員の方々にもお声がけしながら、DVに関する知識を深めたいと考えています。</p>
4	<p>自治体で実施している産後の保健師の訪問は配偶者や親が同席したりする場合もあると思うが、必ず母親に個別で話を聞く時間を設け、DVやその相談先について周知をはかるべきだと思う。</p>	<p>産後に訪問する市町の保健師は、各家庭の状況を見ながら相談対応や助言のほか、必要に応じて、DVをはじめ種々の相談窓口を紹介しておりますが、より家庭の中にあるDVやその兆候について気づけるよう、現在県が実施している研修への参加を勧めてまいりたいと考えています。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協働		
5	<p>出産・子育て中であるが、困ったことがたくさんあっても民生委員、児童委員、人権擁護委員等に会ったこともなく、連絡先も分からない。</p> <p>地域から孤立していると感じており、これでは石川県では児童虐待もDVも無くならないと思う。</p>	<p>子育てに関するご相談や公的支援のご案内については、各市町の児童福祉担当課にてご対応しておりますので、お住まいの市町担当課にご相談いただければと思います。</p> <p>また、本計画は、DV防止法に基づき、DV被害者支援や予防啓発に関する施策の実施内容に関する実務的かつ具体的な計画であり、県の総合的な少子化対策を一層推進していくための行動計画である「いしかわエンゼルプラン2020」と整合性を取りながら施策を進めています。今後とも、両計画において連携を取りながら、相談窓口の周知に努め、DVや児童虐待の防止に努めてまいります。</p>
基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協働		
6	<p>相談員が被害者支援において判断や介入の妥当性を検証できる場を設け、支援に対する判断とステップの進め方、行動力を保証する方向を整備していくことが重要だと考える。</p>	<p>本計画では、女性相談支援センターが対応した実際の事例の検討を行い、被害者の立場に立った支援のあり方や問題点を協議することとしております。</p> <p>被害者を取り巻く状況は様々であるため、各ケースにおいて必要とされる支援を随時検討し、引き続き、相談から保護、自立まで一貫した適切な支援を行うよう一層努力してまいります。</p>
基本目標Ⅴ 暴力を許さない社会の実現		
7	<p>DVの啓発について、小学校高学年や中学生まで拡大して実施したり、大人に対して改めて暴力が犯罪であることを明確に意識できるような機会教育を増やしたりしてはどうか。</p>	<p>本計画では、DVなどの暴力が重大な人権侵害であることを広く県民の方々に周知し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成することや、若年層がDVIについて考える機会を積極的に提供することとしており、一層の啓発に取り組んでまいります。</p>
8	<p>DV加害者について、生活環境や社会環境が原因である場合、周囲の協力が必要にもなるため、DV加害者の心理状況や傾向、環境などをもっと県民に啓発してはどうか。</p>	<p>本計画では、毎年11月の「いしかわパープルリボンキャンペーン」など様々な機会をとらえて、暴力を許さないという意識の醸成に取り組むこととしており、その際には加害を予防する観点にも配慮することとしております。今後も、加害者や、加害者になり得る人自身の気づきに繋がられるよう、より一層啓発に取り組んでまいります。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
9	<p>専門家による勉強会を実施したり、DV加害者自身が自らに気がつき、治療しようと思えるような、カウンセリング体制などを充実させたらどうか。</p>	<p>本計画では、DV加害抑止に関する研修の実施のほか、加害者からの相談や医師やカウンセラー等の専門機関の紹介を引き続き行うこととしております。</p> <p>今後も、国の動向、他の都道府県及び関係機関の支援状況等について情報収集を行い、取組を一層推進していくこととしております。</p>
<p>基本目標Ⅴ 暴力を許さない社会の実現</p>		
10	<p>パープルリボンツリーにメッセージを吊るしてもらい多くの人々に訴える方法は効率が悪いので、もっと早く多くの人々に伝わるような工夫をすべきであり、県のホームページや刊行書に男女共同参画の意義やDVのことを毎月掲載し啓蒙活動を行ってはどうか。</p>	<p>毎年11月に実施している「いしかわパープルリボンキャンペーン」において、全19市町や関係団体と連携した啓発活動を県下一斉に実施しております。</p> <p>また、県が発行する啓発誌や、若年層を対象とした小冊子にDVやパープルリボンなどについて掲載するなど、若年層に向けた啓発にも取り組んでおりますので、引き続き、市町や関係機関と連携を図りながら、一層啓発強化に取り組んでいくこととしております。</p>
<p>その他</p>		
11	<p>数年前の社会は、夫婦間の暴力を家庭内の問題として解決させようとしたり、平気で相手をたたき暴力的な笑いを認めたりするといったことが許容される社会であった。また、別れた恋人からのストーカー被害によって亡くなってしまった事件などもあり、どうすれば守れたのか、何が足りなかったのかと心を痛めている。</p> <p>今回改定する計画が、そのような問題を解決してくれること切に希望する。</p>	<p>本計画は、DV防止法に基づき、被害者支援や予防啓発に関する施策の実施内容に関する実務的かつ具体的な計画です。</p> <p>今後も本計画に基づき、本県の現状と照らし合わせながら、DVなどの暴力を許さない社会の実現に向けて、関係機関と連携し取り組んでまいります。</p>